

【訪問看護医療 DX 情報活用加算】算定に伴うウェブサイトへの掲載について

令和 6 年診療報酬改定に伴い、当社訪問看護ステーションは、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を算定いたします。

訪問看護医療 DX 情報活用加算： 50 円／月

上記加算に関する施設基準は以下の通りです。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている訪問看護ステーションであること。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有している訪問看護ステーションであること。
3. 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
4. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
5. 上記 4 の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証をご準備いただき、オンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

令和 7 年 3 月 1 日

株式会社 RITA
代表取締役 枝松 由樹